

富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和7年9月11日

時 間：午前10時00分

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午前10時00分

出席議員（8名）

1番	安藤正純君	2番	辺見珠美君
3番	平山勉君	4番	佐藤啓憲君
5番	渡辺正道君	6番	高野匠美君
7番	宇佐神幸一君	9番	渡辺三男君

欠席議員（1名）

10番 堀本典明君

欠員議員（1名）

説明のための出席者

町長	山本育男君
副町長	宮川大志君
教育長	武内雅之君
総務課長	猪狩力君
企画課長	杉本良君
税務課長	大館衆司君
生活環境課長	飯塚裕之君
都市整備課長	大森研一君
都市整備課主幹 兼課長補佐	砂押秀君
企画課課長補佐	畠山信也君
税務課課長補佐	福島好邦君
都市整備課佐長 兼下水道係長	渡邊修二君

都市整備課主任 小 松 栄 治 君
兼都市計画係長

職務のための出席者

議会事務局長	遠 藤 博 生
議会事務局幹長 副委員長	杉 本 亜 季
議会事務局査定係主査	黒 木 裕 希

説明のため出席した者

<内閣府>

内閣府原子力災害現地対策本部総括班長	宮 部 勝 弘 君
内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官	内 山 弘 行 君
内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官佐補	徳 永 康 平 君

<復興庁>

復興庁調査・調製班参事官	紺 野 博 行 君
復興庁移住・再生環境加速班官	中 村 武 史 君

<環境省 福島地方環境事務所>

環境省福島地方環境事務所所長	名 倉 良 雄 君
環境省福島地方環境事務所次長	細 川 真 宏 君
環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長	亀 井 雄 君
環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官	新 田 一 仁 君

環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄物 対策部仮置場 対策課課長	新保雄太君
環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄物 対策部仮置場 対策課専門官	太田勲君
環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄物 対策部廃棄物 対策課課長	小福田大輔君
環境省福島地方 環境事務所中間 貯蔵部輸送課 課長	清家裕君
環境省福島地方 環境事務所中間 貯蔵部輸送課 専門官	矢吹清美君
環境省福島地方 環境事務所 県中・県南支所 支所長	岩屋照実君
環境省福島地方 環境事務所 県中・県南支所 富岡分室支所 長補佐	飯田俊也君
環境省福島地方 環境事務所 県中・県南支所 富岡分室専門官	熊本洋治君
<福島県>	
福島県避難地域 復興課課長	渡邊昌明君

付議事件

1. 除染・解体工事及び仮置場の状況、中間貯蔵施設への輸送状況並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況等について
2. 令和8年度の課税方針について
3. 富岡町下水道事業の設置等に関する条例について
4. 夜の森地区公園環境整備計画（フラワーパーク構想）について

その他

開 会 (午前10時00分)

○副議長（安藤正純君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、10番、堀本典明君より欠席届が出ておりますので、報告いたします。

議長が急遽不在のため、地方自治法第106条の規定に基づき、議長の職を務めさせていただきます。

不慣れではございますが、円滑な議事進行に努めますので、皆様のご協力よろしくお願ひいたします。

ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は8名、欠席議員は1名であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。議員の皆様には、お忙しい中全員協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、環境省福島地方環境事務所の名倉所長をはじめ、国、県関係機関の皆様にもお忙しい中ご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

本日の全員協議会の案件は、環境省から除染・解体工事及び仮置場の状況、中間貯蔵施設への輸送状況並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況等について説明を受けるとともに、町からは令和8年度の課税方針についての1件、9月定例会への提出を予定しております条例の新規制定案件の説明といたしまして富岡町下水道事業の設置等に関する条例についての1件、夜の森地区の新たなにぎわいの創出に向けた計画の説明といたしまして夜の森地区公園環境整備計画（フラワーパーク構想）についての1件であります。それぞれの案件につきまして、詳しくは担当課長より説明させますが、環境省からの説明案件も含め、本町の復興、再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） ありがとうございました。

次に、内閣府の宮部総括班長、環境省の名倉所長からそれぞれご挨拶をいただきたいと思います。

なお、発言はお手元のマイクのボタンを押してからお願いいたします。

初めに、宮部総括班長、お願いいたします。

宮部さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（宮部勝弘君） ありがとうございます。内閣府原子力災害現地対策本部総括班長の宮部でございます。本年7月に樋本の後任として着任いたしました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から、本日で14年半となります。今なお避難生活が継続する方々に多大なるご不便、ご迷惑をおかけしていること、誠に申し訳なく思っており、改めておわびを申し上げます。引き続き富岡町の復興、再生に向けて町や関係機関と緊密に連携して取り組んでまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○副議長（安藤正純君） ありがとうございました。

次に、名倉所長、お願ひいたします。

名倉さん。

○環境省福島地方環境事務所所長（名倉良雄君） 本年7月に環境省福島環境事務所長に着任しました名倉でございます。

富岡町の皆様には、東日本大震災原子力発電所の事故から14年半が経過する中で、長きにわたる避難生活など、ご不便やご負担をおかけしていることについて改めておわび申し上げます。富岡町議会議員の皆様には、特定帰還居住区域の除染や被災家屋等の解体工事、特定廃棄物埋立処分施設の受入れをはじめ、日頃から環境省の事業にご理解、ご協力を賜っておりまして、誠にありがとうございます。富岡町の復興と環境再生に向けて全力で取り組んでまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、除染・解体工事、仮置場、中間貯蔵施設への輸送、特定廃棄物埋立処分事業の進捗状況についてご報告を申し上げます。詳細は、この後各担当者からご説明いたします。議員の皆様には本日どうぞよろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） ありがとうございました。

次に、各自名簿順に所属と名前のみの自己紹介をお願いいたします。

内閣府、復興庁、環境省、福島県の順にお願いいたします。

内山さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（内山弘行君） おはようございます。内閣府原子力被災者生活支援チームの内山と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 徳永さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官補佐（徳永康平君） 原子力被災者生活支援チームの徳永と申します。よろしくお願ひします。

○副議長（安藤正純君） 紺野さん。

○復興庁調査・調整班参事官（紺野博行君） 復興庁の紺野と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 中村さん。

○復興庁移住・生環加速班参事官（中村武史君） おはようございます。復興庁の移住・生環加速班の中村と申します。よろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 細川さん。

○環境省福島地方環境事務所次長（細川真宏君） 福島地方環境事務所次長の細川です。本日はよろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 亀井さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（亀井 雄君） おはようございます。環境省福島地方環境事務所環境再生課課長の亀井です。よろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 新田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官（新田一仁君） おはようございます。環境省の福島地方環境事務所の環境再生課の新田です。よろしくお願ひします。

○副議長（安藤正純君） 新保さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（新保雄太君） 福島地方環境事務所、仮置場対策課長を務めております新保でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 太田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課専門官（太田 敦君） 福島地方環境事務所の仮置場対策課専門官の太田でございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 小福田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長（小福田大輔君） 環境省の廃棄物対策課長の小福田と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 清家さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（清家 裕君） 環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課長の清家でございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 矢吹さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課専門官（矢吹清美君） 環境省の中間貯蔵部輸送課の矢吹と申します。よろしくお願ひします。

○副議長（安藤正純君） 岩屋さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所支所長（岩屋照実君） 県中・県南支所の支所長をしております岩屋です。本日はよろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 飯田さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室支所長補佐（飯田俊也君） 環境省、富岡分室の飯田でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 熊本さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室専門官（熊本洋治君） 環境省の富岡分室、熊本です。よろしくお願ひします。

○副議長（安藤正純君） 渡邊さん。

○福島県避難地域復興課課長（渡邊昌明君） 福島県避難地域復興課長の渡邊です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。付議事件1、除染・解体工事及び仮置場の状況、中間貯蔵施設への輸送状況並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況等についての説明をお願いいたします。

なお、説明は着席のままで結構です。

亀井さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（亀井 雄君） 福島地方環境事務所環境再生課長の亀井です。それでは、資料に基づき順次ご説明したいと思います。

資料をおめくりいただきまして、1ページ目、まず1番、除染・解体工事の状況についてご報告いたします。

2ページ目に、特定帰還居住区域と特定復興再生拠点区域の位置図をお示ししております。特定帰還居住区域については、昨年2月の計画認定後、随時除染、解体を進めております。

3ページ目を御覧ください。特定帰還居住区域における除染、解体の進捗状況についてです。まず、上から解体申請の受付でございます。該当者へのご案内、町広報紙への掲載など周知を行っておりまして、現在正式な受付として197件いただいており、うち計画の認定後にいただいたものが73件、相談対応中のものが18件ございます。

次に、除染の同意取得状況です。関係人の方を把握し、建物の配置や土地の状況等を事前に調査し、同意書案を作成して同意をお願いをしております。表に整理しておりますが、特定帰還居住区域の対象の方が393名いらっしゃいまして、このうち307名から同意をいただいておりまして、同意の取得率は78%です。特定帰還居住区域の外縁の対象者は101人おりまして、うち44の方から同意をいただいているところでございます。引き続き除染同意取得を取れるように取組を進めてまいります。

次に、工事の発注状況でございます。令和7年度富岡町特定帰還居住区域の被災建物解体、撤去と除染の工事、その2工事を現在実施中でございます。発注数量としては除染が82ヘクタール、解体が80件で、いずれも特定復興再生拠点区域分を含みます。表に整理しておりますが、除染については、発注数量82ヘクタールに対して、指示済みのものが63.6ヘクタール、現在手中のものが13.6ヘクタールで全体の16.6%、完了しているものが5.3ヘクタールで全体の6.5%、手中と完了を足しますと18.9ヘクタールで、全体の23.1%という状況でございます。解体については、80件全て指示済みでして、手中のものが30件、全体の37.5%、完了したものが12件で全体の15%、合計しますと42件、52.5%という状況でございます。引き続き除染、解体を工事の発注数量に向けて取り組んでおります。そして、一番下に記載しておりますが、1点、北部の松沼林道が特定帰還居住区域に含まれておりますが、こちら道路延長が長い、3.7キロほどございます。それに加えて、現地確認をしたところ、道幅が狭い、それから支障物が多い、アクセスが悪いなどの課題が確認されたことから、当初の予定より工期を要する見込みになっております。そういう状況ではございますが、しっかりこの工事でやっていくように調整を進めてまいります。

次に、4ページ目を御覧ください。本年度の工事も含めて、以前からの累計での特定帰還居住区域の進捗状況でございます。まず、解体については、申請が合計192件ある中で、施工中が9件、完了したものが139件で、完了率は72%です。除染につきましては、地目ごとに表に整理しておりますが、この表の一番下の全体の合計の部分を御覧いただきますと、左から除染の対象面積が111.2ヘクタール、着手中のところが12.0ヘクタール、除染が完了したところが拠点の外縁で34.3ヘクタール、拠点外縁以外で19.6ヘクタールで、合計53.9ヘクタールということで、全体の49%が完了している状況でございます。引き続き除染、解体をしっかりと進めてまいります。

次に、5ページを御覧ください。こちらは、特定復興再生拠点区域の除染、解体の一部残っているところを進めております。上から、解体でございますが、解体については全体の95%が完了しているという状況です。中段は、除染の同意取得ですが、同意取得率は99%まで来ております。除染工事そのものについては、98%が完了したという状況でございます。

次に、6ページを御覧ください。こちらは、昨年12月の富岡町議会からご意見を賜りまして、屋敷林、いぐねの除染手法の実証試験を計画しているものでございます。目的としては、富岡町の特定帰還居住区域内の宅地に隣接する屋敷林、いぐねにおいて、従来の森林除染の仕様である堆積物や残渣の除去、これに加えまして、根元の除染や表土の削り取り、伐採、抜根などの試験施工を行いまして、線量低減効果、また議会からもご意見をいただきました費用対効果、そして森林機能への影響などを検証してまいります。

2番、施工段階と試験施工範囲ですけれども、施工段階としては、下の左側に示しております7段階に分けております。1番上は通常の仕様である堆積物と残渣の除去、これに加えまして2番としてブラシなどによる樹木根本の土壤の除去、そして表土の削り取り、覆土、整地、そして伐採、抜根、覆土、整地と段階的に進めてまいりまして、都度空間線量のモニタリングを行うとともに、歩掛かり等を調査して、施工性などを評価してまいります。施工の範囲としては、右側の図にイメージ図をお示ししておりますが、林縁から奥行き5メートルぐらいのところで2番以降の追加的な実証をしていきたいと考えております。

除染、解体については以上です。

○副議長（安藤正純君） 新保さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（新保雄太君） 改めまして、環境省、仮置場対策課長の新保でございます。仮置場の状況につきまして、資料の8ページ目でご説明させていただきます。

この図面の色分けで仮置場の現在の状況をお示しさせていただいております。今年度進めております工事といたしましては、主にまず深谷2、深谷3、深谷4の撤去、除染工事でございます。また、緑で塗っております松ノ前（拠点外）仮置場におきまして、ほかの仮置場で今後原状回復工事を進めていくに当たって、必要な客土材のふるい分けの工事を行っております。また、県道のバイパス工事、

こちらに係る支障が出る部分につきまして、環境省の撤去、除染工事を先行して進めているといったところで、以上3点が本年度取り組んでいる主な工事でございます。

深谷2、3、4につきましては、今年度撤去、除染工事といったところで、除染の状況でございますけれども、仮置場として使わせていただくに当たりまして、線量低減措置を、当時おおむね実施をしているところではございますけれども、一部少し線量が高いものが残っているような箇所がございまして、そういう箇所を今年歩行モニタリング調査といった形でモニタリングをした上で、高い箇所をしっかりと除染をさせていただくといったことを行っております。この深谷2、3、4地区につきましては、来年度以降、原状回復工事に進んでいく予定でございます。

また、深谷1仮置場のうち旧浜街道西側の黄色で塗っている部分につきましては、来年度、撤去、除染工事に入っていく予定としてございます。

一方で、赤く塗っております深谷1、赤坂2につきましては、現時点でも解体廃棄物をまだ保管を継続させていただいているところでございます。また、先ほど申し上げた松ノ前拠点外ですとか、赤坂1、緑で塗っている部分につきましては、今後の仮置場の原状回復に向けてのストックヤードとして活用させていただいているといったところで、こちらにつきましては、当面の間環境省で引き続き活用させていただきたいと思っているところでございます。

一方で、今後特定帰還居住区域の解除といったところを見据えるに当たりまして、仮置場の中からの線量が周辺に影響を与えないということを確認する必要があると考えてございまして、今年のうちにこういった緑と赤の区域につきましても、歩行モニタリング調査を行っておりまして、おおむね周辺に影響はないだろうということを確認しておりますけれども、一部スポット的に高い箇所がございますので、こういったところにつきましては、今後早い段階で除染を進めていきたいと考えているところでございます。

最後に、右下のオレンジ色で塗っております深谷国有林仮置場につきましては、現在も除去土壌と解体廃棄物を置かさせていただいておりまして、輸送の積込み場としても活用させていただいているところでございますので、引き続き活用させていただきたいと考えているところでございます。

仮置場の説明としては以上です。

○副議長（安藤正純君） 清家さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（清家 裕君） 引き続きまして、3の令和7年度中間貯蔵施設の輸送状況についてご説明させていただきます。

10ページ目を御覧いただければと思います。特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の輸送を進めること、また安全第一に、地域の理解を得ながら、住民の帰還や生活に支障を及ぼさないように事業を実施するという点をポイントに輸送を進めさせていただいております。

今年度の輸送実績でございます。8月末時点での実績でございますけれども、富岡町からの輸送量につきましては、令和7年度3万m³を予定させていただきました。下のオレンジ色の囲いの部

分ですけれども、3万m³を予定しているうち、現在4,316m³の輸送が済んでおります。輸送車両数でいうと623台でございます。輸送自体は8月から開始をさせていただいております。

おめくりいただきまして、11ページ目を御覧いただければと思います。輸送ルートにつきましては、前回の全員協議会でご説明をさせていただいたルートに沿って輸送を進めさせていただいております。深谷国有林仮置場から中間貯蔵施設の17番ゲートに向けて実車が輸送しております。また、点線部分は空車の走行ルートになります。また、誘導員も適時適切な場所に配置をさせていただいております。

輸送については以上でございます。

○副議長（安藤正純君） 小福田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長（小福田大輔君） それでは、4つ目、特定廃棄物埋立処分事業について、環境省、小福田よりご説明させていただきます。

おめくりいただきまして、13ページを御覧ください。こちら処分場の輸送、埋立ての実績についてでございます。まず、特定廃棄物の埋立処分は令和5年10月に終了してございまして、今現在は広域圏組合の南部衛生センターで発生した生活ごみのみを今埋立処分を行っている状況でございます。残り2年と2か月ほどとなりましたが、引き続き安全に埋立処分を実施してまいりたいと思います。埋立ての実績につきましては、下の表に記載してございます。一番下の生活ごみの埋立量、袋数のところで、令和7年度のところを御覧いただければと思いますが、今年度の4月から8月までの実績では50袋となってございまして、累計で申し上げますと29万6,830袋となってございます。非常に量は少なくなっていますが、引き続き埋立ては実施してまいります。

上のところの説明に戻りまして、上の説明の3つ目のところになりますけれども、これは現場の運用の話ではございますが、今現在埋め立てている、広域圏組合の南部衛生センターから持ってきている生活ごみにつきましては、放射能濃度は極めて低い状況でございます。皆さんの家庭から出るごみでございますので、放射能濃度は非常に低い状況でございます。このため、来年度からは、今処分場の中は電離則に基づく管理区域という形で設定しておりますが、放射線管理とかを厳格に行っている状況でございますけれども、こちらの管理区域の設定を解除するとともに、処分場の入り口のところにゲートモニターを設置しております。このゲートモニターは、もともとはこの処分場では10万ベクレル以下のものしか埋め立てないというお約束で進めていっておりまして、高いものが入ってこないということを確認するために設置したものでございましたけれども、先ほども申し上げました通り、生活ごみの放射能濃度が極めて低い状況であるとのと、我々も南部衛生センターから廃棄物を持ってくるときに線量等はきっちりと確認してございますので、もうゲートモニターについては、今年度いっぱい撤去をしてしまいたいなと考えているところでございます。

その次、14ページを御覧ください。処分場の環境モニタリングの結果についてご報告させていただいてございます。こちらのグラフは、敷地境界における空間線量率をお示ししておりますけれども、

埋立開始以降もう順調に右肩下がりの傾向で推移してございまして、特段の異常は見当たらない状況でございます。ほかのモニタリング結果についても、特段の異常はございません。

その次、おめくりいただきまして、15ページで御覧ください。これは、廃石膏ボードの広域処理の実施についてのご報告でございます。こちら1年前の全員協議会でもご説明させていただきまして、ご了承いただいた内容につきまして、今年度も実施させていただきますというご説明でございます。改めてご説明いたしますと大熊町の熊川地区にある仮置場から石膏ボードを運搬いたしまして、富岡町にあります国有林の仮置場にある破碎選別施設を持ってまいりまして、破碎、選別を行いまして、最終的にリサイクルに出すというような中身でございます。運搬の数量といたしましては、黒い丸フレコンバッグで1,500袋程度で、重量で申し上げますと700トン程度を予定してございます。もちろんこの石膏ボードというのは、家屋解体で発生するものでございますので、当然のことながら、富岡町の中で行われております家屋解体でも石膏ボードとかは発生いたしまして、それは国有林の仮置場に保管されておりますけれども、まずは富岡町の分を当然ながら優先して処理した上で、その施設の余力の範囲で大熊町から持ってきて処理をしたいという考え方でございます。放射能の濃度については、こちらも昨年度ご説明したとおりと同じでございますけれども、放射能濃度が200ベクレル以下のものに限定して運用したいと考えてございます。運搬の台数については、4トン車で1日当たり延べ9台程度、運搬経路は右の図に記載のとおりでございまして、浜街道を往復するような形で考えてございます。実施の期間については、9月中旬から2か月程度を予定しております。

安全対策、当然ではございますけれども、積荷の落下防止対策、廃棄物の飛散、漏出防止等というのは当然行います。また、交通ルールというのも厳守いたしまして、一般車両を優先いたします。環境省のほかの事業、先ほどの出てまいりました中間貯蔵への輸送も含めて環境省の関係車両が幾つか往来することになりますので、しっかりと省内の連携した上で、必要な誘導員の配置等については、適切に行ってまいりたいと考えております。

今後の予定というところでございますが、大熊町から搬入した石膏ボードにつきましては、この国有林の中で破碎、選別を行った上で、今年度中には、今年度持ってきたものについては再利用という形で搬出する予定でございます。

なお、これは次年度についても、未定ではあるのですけれども、現在の中間貯蔵の施設の中に特定廃棄物選別場というのを造成してございまして、そちらで今破碎選別施設というのをこれから造成する計画でございます。そちらで破碎選別施設が新たに完成いたしましたら、もう全てそちらに移行する計画でございますけれども、そちらの新しい施設の稼働時期が未定でございますので、次年度実施するとなった場合には、またこの場でご相談、ご報告、ご説明させていただければと考えてございます。

最後、16ページでございます。リプルンふくしまの直近の状況でございます。おかげさまでもう開館して7周年を迎えることができまして、累計9万人のお客様をお迎えすることができました。次年

度には恐らく10万人ということが見えてきているかなと思いますけれども、引き続き多くの方にご来館いただけるように取組を進めてまいりたいと思います。下のほうには、直近の町内で参加させていただいたイベントについてご紹介をさせていただきますので、ご参照いただければと思います。

環境省からの説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） お聞きします。

まず、8ページの仮置場の状況の中での、今、土壌のリサイクルを推奨していると思うのですが、現状どのくらいのリサイクル状況なのかということと、あと県外に出して、この前内閣府の前に持つて行きましたけれども、そういう状況、リサイクル、土の活用性は、現状どうなっているのかというのと、もう一点は、今回福島県から来ていただいているので、福島県の方にお聞きしたいのですが、今富岡町は環境省をはじめ皆さんの努力で復興始まって、企業も再開している状況下において、やっぱり福島県で管理する県道等の通行において、産業復興、または廃炉に係る業者の大型車が通行できない。簡単に言うと道路脇からの木の枝が太くて、普通に走れないで迂回をしているという状況も聞くのです。それと、県が復興、復興というのであれば、そういうのも、長い範囲を切れと言っているわけではなくて、整備をし、地域の復興に深く協力するという姿勢が出てこないと、国、町が一生懸命やっても、県は無関心だという感情が出てくるので、その点県はこれからどうするのか。まして今復興の最中なので、すぐやらなければいけない状況もあるし、議会の中でも出ている話なので、自治体と協議しながら、県の意向をこれからどうするのか、それを聞きたい。

○副議長（安藤正純君） 新保さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（新保雄太君） 仮置場対策課長の新保でございます。土の再利用ということで、大きく2種類あろうかなと思ってございまして、除去土壌の再生利用と、除去土壌ではなくて、遮蔽土のう等汚染されていない土の再利用とあるのかと思っておりまして、後者の遮蔽土のう等の再利用の状況について、当方からご説明さしあげたいと思います。

現在緑色で塗っております松ノ前拠点外と赤坂1、こちらをストックヤードとして活用させていただきしております、今約14万m³ほど土を保管してございますけれども、そのうち約10万m³ほどは今後ほかの町内の仮置場の原状回復をさせていただくに当たっての客土材として活用させていただきたいと考えております、本日のご説明でも申し上げたふるい分けの作業と準備作業を進めているところでございます。また、1万m³ほどにつきましては、中間貯蔵区域内の廃棄物選別場の造成の資材として活用するということで、今まさに搬出を進めているといったところでございます。残る部分につきまして、富岡町内の産業団地にご提供させていただきたいと考えてございまして、具体的な数量につ

きましては、また原状回復の客土材で具体的にどれぐらいの数量を使うかといったところによって少し変動するところがございますけれども、主に今申し上げた3つの活用先ということで考えているところでございます。除去土壤等の再生利用につきましては、別の環境省の担当からご説明したいと思います。

○副議長（安藤正純君） 清家さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（清家 裕君） ありがとうございます。先ほどご質問いただきました官邸の花壇での再生利用につきましては、私からご説明をさせていただきます。

中間貯蔵施設内にございます除去土壤の再生利用につきましては、本年5月に福島県内除去土壤等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進会議、いわゆる官邸で行われている官房長官ヘッドの会議でございますけれども、この会議の場で基本方針というのを定めてございまして、この基本方針の中で官邸での利用を検討するということを決めさせていただきました。この基本方針に基づきまして、去る7月19日、20日の2日間、総理大臣官邸の中庭におきまして、復興再生利用の工事を実施いたしました。使用した除去土壤は約2m³でございます。実際官邸の中庭で復興再生利用であるということを表示するなど、あるいは放射線の線量の測定などもして、人体に影響がないレベルであるということを確認してございます。

また、これに続きまして、本年8月にこの復興再生利用なども含めたロードマップというのもこの官邸の閣僚会議で決定をいたしまして、現在このロードマップに基づきまして、9月中旬に霞ヶ関の中央省庁での花壇の復興再生利用というのの準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○副議長（安藤正純君） 渡邊さん。

○福島県避難地域復興課課長（渡邊昌明君） まず、福島県のスタンスでございますが、県といたしましては、町が策定した復興再生計画に基づき、町や国と一緒に帰還困難区域の復興、再生にしっかりと取り組んでいくと、そういう姿勢については一貫して行わせていただいていると考えております。

まず、県道整備の状況について簡単にご説明させていただきます。まず、小良ヶ浜野上線につきましては、用地取得は終わっておりますので、来年、令和8年3月の工事完了を目指して、通行が適切に行えるように早急に工事を進めてまいります。広野小高線につきましては、用地交渉に着手しております、現在順次契約を進めているところでございます。実際の工事につきましては、関係機関と調整を行いまして、用地の契約状況を見ながら、用地が確保された段階で工事を進めていく予定としておりまして、小良ヶ浜野上線バイパス工事の交差部の工事につきましては、令和7年に契約予定しております。

あと、議員からお話をありました、大型車の通行に関する支障の関係でございますが、こちらについて、樹木など伸びている伐採とか、そういうことができていないところもあるかもしれませんので、担当する建設事務所に話をしまして、早急に現地を確認するように調整していきたいと考えております。

す。

以上です。

○副議長（安藤正純君） 7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） まず、1問目については分かりました。それで、できれば地元自治体としても、議会としても、リサイクルの状況というのを把握はしたいと思いますので、常に地元自治体であれば担当課に、ロードマップもできているというのであれば、そういうのもお示しいただいて、議員とも共有できるようにしていくと今の環境省の事業自体が深く理解できていくと思うし、一生懸命やっていると思います、私個人としては。だから、それをもっと深く理解できるので、これからもそういう面では、リサイクルのものというのは土壤も含めて、いろんなものあると思うので、そういうのを全部含めて自治体に報告をいただきたいということと、2問目については、基本的に大きいこれから今の道路の整備とか、そういうのではなく、現実的に通行できないですよと。そういうのがあれば、地権者と県が協議して、進んで枝を切ってくれるなり、もし自治体に頼むのであれば、その分の自治体の経費を県が負担するなり、交渉はもちろん県がやるのですけれども、そういうせっぱ詰まったものについての行動が今されていないので、早急にやってくれって言っているので、できないはずではない。何キロもやってくれって言っているわけではないですよ。何メートル、何十メートルを切ってくれって言っているだけなので、もう一度再確認をして、それは自治体が分かっていますから、そういう面で行動していただかなければならぬと思いますが、再度聞きたいのですが、できますでしょうか。

○副議長（安藤正純君） 副町長。

○副町長（宮川大志君） 今ほどの県道の話でございますが、まず町のスタンスですが、まず県道整備、機会あるごとに私ども所管である相双建設事務所に、今ほど福島県から説明がありましたような県道の整備を、町の意向を捉えて、しっかりと整備してほしいという、まず要望をしてはございます。また、加えて、例えば県道の、今議員おっしゃったどの辺りにそういった支障があって、対応が必要なのかというところを私どものほうでも都市整備課中心にまずは把握をさせていただいて、必要であれば相双建設事務所にすぐに対応をお願いするというようなところのフローでいければ一番早く進むのかなと思いましたので、ご参考までに発言させていただきました。よろしくお願いします。

○副議長（安藤正純君） 渡邊さん。

○福島県避難地域復興課課長（渡邊昌明君） 県としましても、町から情報をいただきましたら、確実に伐採を進めるように相双建設事務所に話をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） 1問目については、やっていただけると思うので、そのように期待をしております。

それと、2問目については、県の方がそれだけ強く言っていただけるので、前向きに、または地域

の復興をしている企業、また個人、町民も喜ぶと思いますので、前向きに、今言われた発言どおりやってください。

以上です。

○副議長（安藤正純君） ほかありませんか。

5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） まず、3ページの除染同意取得の説明がありますが、除染の取得率が78%、外縁除染に関しては取得率44%、素人考えで、これセットで考えれば、外縁除染の取得率ももうちょっと上がっていくのかなと感じますが、この取得率が上がらない理由を説明してください。

あともう一つ、同ページの工事発注、進捗、解体の部分ですが、着手中が30件、あと完了が12件、合わせるとほぼ52%近くになるわけですが、これは年度内に残りの解体は終了できるのかどうか、遅れているような懸念を感じますが、説明お願いします。

あと、15ページ、私聞き漏らしたのですが、石膏ボード、これ大熊町から出てきたものも同様に富岡町に搬入して処理をするということなのですが、広域的に考えて、双葉、浪江分の発生した石膏ボードは、北部で処理するような、同じような計画があるのかどうかご説明ください。

あと、もう一つ、同ページ右下にある、装着予定ダンプマスクとありますが、私が見慣れているのは白いトラックに緑のダンプマスクがあったと思うのですが、赤、緑等の装着に関するマニュアル、取決めがあるのであれば、その辺をきちっとご説明ください。

以上4点、お願いします。

○副議長（安藤正純君） 亀井さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（亀井 雄君） ご質問ありがとうございます。まず、1点目と2点目についてお答えいたします。

まず、同意取得の状況でございますが、区域が78%、区域の外縁が44%の開きということですけれども、2つございまして、1つは始めるに当たって区域を優先的に同意取得を進めてきたというところがありまして、進捗に開きがございます。もう一つは、こちらは両方に言えることでもありますけれども、帰還区域ですと帰還のご意向がある方ということで、こちらから同意書案をお送りすると、割とすんなりと同意いただけるようなことも多くありましたけれども、大分進んできた中で、特に外縁については、ご本人が必ずしも帰還意向がある方ではなかったり、あるいは連絡先が不明であったり、なかなか調べるのに時間がかかったりということが発生しております。そこについても例えば今まででは割とすんなりとご同意いただける方も多くいらっしゃいましたけれども、こちらから遠方も含めて丁寧にご訪問をして、ご説明をすると、不明なところの調査も今力を入れて行っていて、この辺りを改善をしていくという取組をしておりますが、現状そういったこともございまして、少し同意の取得がこういった状況になっているということでございます。そこはしっかりと進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

もう一つ、解体でございますけれども、数量上現時点で着手意向42件、52%ということでございまして、残りの部分ですけれども、既に申請いただいているもの80件、ここをやってほしいということで受注者には指示を出しておりますので、数量上は作業員も今200人以上除染と解体合わせて現場入っておりまして、増えてきておりますので、数量上は年度内の工期を目指して行っております。ただ、個別の事案1つずつ見ていきますと、例えばそこへのアクセス路が支障があったり、課題があったりということで、個別には課題があるところがございますので、そこについては一つ一つ潰しながら、できるだけ早期に解体が進められるように残りも取り組んでまいりたいと考えております。

1番目、2番目は以上でございます。

○副議長（安藤正純君） 小福田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長（小福田大輔君） それではあと、3点目と4点目のご質問について、私から回答させていただきます。

まず、3点目のご質問のところ、北部で集約する予定があるのかというご質問でございますけれども、今のところこの大熊町から富岡町に持ってくる部分だけを予定してございます。その理由といたしましては、各町ごとに仮置場を設置してございますけれども、仮置場の逼迫度合いが町によって違いまして、大熊町の仮置場が逼迫している状況というために大熊町の石膏ボードだけこのような運用をさせていただいているところでございます。ただ一方で、各町ごとにも仮置場というのはやはり早め早めに返していったほうが復興の観点では好ましいということはよくよく承知しておりますので、双葉町であるとか、浪江町の北部の地区につきましても、先ほど選別場、中間貯蔵施設の中で選別場を造って、そちらで破碎選別施設をこれから建設していく予定と申し上げましたけれども、最終的には全町分そちらに集約するという予定で考えているところでございます。

最後の4点目の質問のダンプのマスクの件でございますけれども、恐らく議員のご質問の趣旨は、中間貯蔵施設へのダンプのマスクはこれまで緑色のダンプマスクで運搬しているということをよく御覧になられているということだと思いますけれども、色について特段ルールというのがあるわけではありませんで、我々の意図と、今回赤い下地にしているのは、端的に申し上げますと、中間貯蔵とは別の事業、事業で色を使い分けているという意図でございまして、特段それ以上の意図はないというのが答えでございます。

以上でございます。

○副議長（安藤正純君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 3ページの説明ありがとうございました。除染同意取得に関しては、ある程度説明で納得しました。年度内に解体も、数量的には足りているので、終了するであろうというようなお話をしたので、こういう除染解体の遅れをただすと、必ずと言っていいほどよく環境省のお答えとしては、発注者と受注者の乖離がないよう、きちんと現場の状況を確認をして、体制を構築していく旨のお話がよくあるのですが、その根本を忘れずに、年度内の解体終了を確実に行ってください。

あと、15ページの搬入に関してはある程度理解しました。取扱注意というか、線量測定はするのでしょうか、このダンプマスク赤というのは注意喚起の意味で、私はもう単純にこれを見れば何か危険物といいますか、高線量なものは入っていないのでしょうかけれども、注意喚起の意味なのかどうか分かりませんが、赤ではなくて違う色のほうが、逆にそういう理由だったらいいのではないかというような気がしますが、黄色とか、信号でいえば赤は止まれですから。緑は、中間貯蔵のトラックが自由に行き来できるので、その辺は地域住民の感情とか、そういうものに配慮していただきたいなと思いますが、これを例えばもう既にこういう仕様で発注しているのであれば物を申しませんが、まだ変更が可能であれば、もう少し配慮したほうがいいのではないかというように感じましたが、もう一度その辺のご答弁をお願いします。

○副議長（安藤正純君） 小福田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長（小福田大輔君） ありがとうございます。議員のご指摘承知いたしました。現場で変えられるかどうかということについては、戻り次第至急相談したいと思います。ポイントとしては、環境省の関係車両であるということが明示されていることがとにかく一番重要であると思いますので、そこさえ忘れないように、現場とも引き続き相談してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（安藤正純君） ほかに質疑ありますか。

4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。

5ページ目なのですが、特定復興再生拠点の除染、解体の中のデータで、解体と全体の同意取得、除染完了につきまして、大体100%近い数字にはなってきているのですけれども、さらに地権者と粘り強く交渉していただいて、あと100%完了を目指に引き続きお願いしたいというのが1点と、あとは確認なのですが、解除する前にもこういう話出たのですけれども、解体していないところ、あとは除染がまだやっていないところに、今現在帰還、あと移住して住んでいる人の隣接する部分、そこが問題になると思うのですが、そういったところはないかどうか、あと町にそういった要望等届いてないかどうか確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

○副議長（安藤正純君） 亀井さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（亀井 雄君） ご質問ありがとうございます。ご指摘のとおり、今まだ100%には至っていないというところでございますので、そこは個別に地権者と丁寧にお話ををして、100%を目指して進めていきたいと考えております。

また、あと残っている部分が、隣接にお住まいのところがどうかというところでございますが、大分進んできましたので、そういったところはかなり少なくなっているかと思っておりますが、もしそういったところは課題があれば、そういうところを重点的に取組を進めていきたいと思います。

以上です。

○副議長（安藤正純君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） ご質問の件につきましては、町に対してはそういったお声などはまだ伺ってございません。

○副議長（安藤正純君） 4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。環境省に、今優先的にそういったところを先に進めていくということで、引き続きよろしくお願ひしたいのと、町に何かそういった要望等、あと相談事あつたら、引き続き環境省と連絡を密にして、よろしくお願ひしたいと思いますので、要望です。ありがとうございます。

○副議長（安藤正純君） 要望でよろしいですね。

○4番（佐藤啓憲君） はい。

○副議長（安藤正純君） ほかにありますか。

6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） 私8番の仮置場の状況についてお聞きしたいのですけれども、仮置場の原状回復ということで、本格的に2026年以降に順次回復に取り組む予定とはなっているのですけれども、いつも思うのですけれども、今後の具体的なスケジュールや進捗状況というもの、環境省でそういう資料も出してほしいのです。いつも状況だけで終わっていて、とても理解に苦しむところもあるのですけれども、それと、まだ除染が進んでいない地区について、環境省としては将来どのように対応していく計画なのかということも聞きたいし、具体的な除染の予定や目標時期があれば、そういうのも提示していただきたいなと思うのですけれども、今口頭でお答えできるのであればお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 新保さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（新保雄太君） 仮置場対策課長の新保でございます。まず、1点目の仮置場の原状回復、返地に向けたスケジュールをもう少し具体的に示せないのかといったご指摘でございます。ご指摘大変ごもっともかと思っております。一方で、先ほど申し上げたとおり、仮置場の原状回復に入していくに当たっては、まず上に例えば除去土壌ですか、解体廃棄物といったものの保管が完了して、そこからの搬出が行われないと仮置場の原状回復といった工事に進めないといったところがございまして、そういう意味では今特定帰還居住区域といった形の除染ですか、解体が進んでいく中で、引き続き仮置場を使わせていただきたいといった事業の状況がございまして、そういった中で具体的にこの場所について、例えば何年度の返地ですか、そういうことを現時点で正確にお伝えすることがなかなか難しい状況があって、誠に申し訳ないところがあるのですけれども、一方でご指摘を踏まえまして、今後なるべく少し中期的な、今後も見据えたスケジュール感のようなものをもう少しお示しできないかといったところで、説明の中身につきまして、より精査をしてまいりたいと考えてございます。

○副議長（安藤正純君） 内山さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（内山弘行君） ご質問ありがとうございます。2点目の件につきまして、内閣府からご説明させていただきます。

今除染の対象となっていない箇所について、最終的にどうしていくのかという、その見通しについてのご質問だと理解しております。将来的に全域を解除するといったことは、これは政府の方針でございますので、これに向けてしっかりとやっていくということではあるのですけれども、まず帰還のご意向のある住民の方にしっかりと帰還いただけるように、特定帰還居住区域というこの制度の下、帰還に必要な生活の範囲をまずしっかりと除染をして、それでなるべく早期に帰還いただけるようにと、これは2020年代をかけて早期に帰還を目指すということで、政府の方針でございますけれども、こちらに沿ってまずしっかりとやらせていただくと。この中で、富岡町ともご相談しながら、この特定帰還居住区域の中でも、その生活圏といったところはどこまで整理できるのかといったところをご相談させていただきながら、なるべく帰還を目指す方、帰還意向のある方が安全、安心に帰還できるように今ご相談させていただきながら、しっかりと除染できる範囲の見直しも含めて取り組ませていただいているといったところでございます。

○副議長（安藤正純君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。特定帰還居住区域の計画期間というのは2029年12月31日ってなっているのですけれども、こんな状況ではそこまできちんといぐのか少し不安になります。いつも現状ばかりで、その先の話をどうしてもう少し町民にきちんと言っていただけないのかなって。まだまだやることがいっぱいありますよね。インフラの問題もあるし、これから問題が随分山積しているのですけれども、私いつも話聞くと随分のんびりしているのではないかと思うのですけれども、森林の問題もあるし、そういうことも私たちに先々きちんとお話ししていただかないと、これから帰る町民がやはり一番迷っていると思うのです。その辺の資料の出し方、もう少ししっかりとやり方をしていただきたいなと思うのですけれども、その辺どう思いますでしょうか。

○副議長（安藤正純君） 内山さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（内山弘行君） ご指摘ありがとうございます。本日につきましては、除染、解体の進捗状況等ということで、環境省から説明ということでございますけれども、実際の除染がなされた後には、帰還に必要なインフラ整備がどうなっているかといったところも含めて、解除に向けた進捗といったところも、しっかりと住民の皆様にご説明していく必要があるのだろうと承知をしております。この除染の進捗も踏まえながら、2029年12月末にならないと解除できないというわけでは当然ございませんので、なるべく早期に避難指示解除ができるように、進捗も踏まえながら、町や環境省含め関係機関とも相談しながら、解除の見通しについて早期に住民の皆さんも含めてご説明できるようにしっかりと準備をしていきたいと考えております。

○副議長（安藤正純君） ほかありますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 帰還困難区域の除染、今小良ヶ浜、深谷地区、私の地元ですので、まず1週間に2日か3日くらいは入って、現状を把握しているのです。そういった中で、除染、解体については、非常にきれいにやっていただいていると。進捗状況は若干遅いのかなと思うのですが、イコールきれいにやっていただいているということは、私はありがたい話だなと思っていますので、今後もそのような状況でやっていただければありがたいと思います。

あと、私常々お願いしていたこの屋敷林、いぐねですね、いぐねの除染手法の実証試験ということで、環境省が前向きに、線量を下げるにはどうすればいいかということで、一概にもう木を切るだけでいいのかということで、その前に試験的な除染をするよということで、やっとやっていただけるようになつたのですが、これを踏まえて、やはり解除までには我々が安心して住める数値まで下げていただきたいと。あとは、宅地から10メートルとか、20メートルとか、そういう数字だけではなくて、帰る以上は裏山にサカキ取りに入ったりまつたりするわけですから、もう100メートルでも200メートルでも、高いとなれば、やっぱり除染してもらわなくてはならないということで、強くお願いします。そういう手法でやるために実証実験だと思いますので、よろしくお願ひします。

あと、仮置場も、運搬関係も、先ほど言ったように、私細かく入っていますので、まず運搬関係はもう運搬で頼んでいるガードマンと、解体、除染で頼まれているガードマンが連携を取って、すばらしい連係でもう交通誘導しているということを常に感じていますので、引き続きそういう手法でお願いできればありがたいと思います。

1点だけお願ひします。屋敷林の件。

○副議長（安藤正純君） 亀井さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（亀井 雄君） ご質問、ご意見ありがとうございます。除染、解体については、ご指摘のとおり、しっかりこれからも丁寧に進めてまいりたいと思います。

屋敷林について、今回実施をさせていただきますけれども、ご意見いただきましたとおり、避難指示解除の後に帰ってきた住民の皆様が安心して暮らしていただくというのが一番重要なことだと思っておりますので、まず標準的な手法としては、森林はこれまでの知見とかから、生活圏から20メートル範囲を目安に堆積物と残渣の除去をすると、これが標準的なメニューでございます。ですが、実際の現場の状況に応じて、しっかりできる限り効率的に空間線量率を下げられるように様々やり方をこれまでの知見や経験から考えて、きめ細やかにやっていきたいと思っておりまして、そのため今回実証試験の結果も新しい知見として得たいと思っておりますので、そういったことを目指してこの試験をやっていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。いつも私言うように、6号線から西と東では宅地の

面積も違うし、昔から宅地の部分に木を植えて家を守っているというケースが多いのです。環境省の捉え方は、そういうあんまり広いところは山林という考え方になるのですけれども、我々から言わせれば、ほとんどいぐね、うちを守るための屏のような考え方なのです。そういうことを踏まえて、できるだけ範囲は広く、線量は低く、除染をやっていただければと思っていますので、ひとつよろしくお願いしておきます。

○副議長（安藤正純君） お願いでいいですね。

○9番（渡辺三男君） はい。

○副議長（安藤正純君） ほかありますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（安藤正純君） なしという声がありますので、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件1、除染・解体工事及び仮置場の状況、中間貯蔵施設への輸送状況並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況等についてを終わります。

ここで、説明者の入替えのため、暫時休議します。

休 議 （午前11時00分）

再 開 （午前11時10分）

○副議長（安藤正純君） それでは、再開いたします。

次に、付議事件2、令和8年度の課税方針についての説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（大館衆司君） それでは、付議事件2、令和8年度町税等の課税方針についてご説明をいたします。

本件につきましては、固定資産税の令和5年避難指示解除区域に対する令和6年度の全額課税免除、令和7年度の2分の1課税に続き、令和8年度も2分の1課税とすることや、国民健康保険税の平成29年解除区域に対する令和8年度の2分の1減免など、令和8年度の課税方針についてご説明をするものです。内容につきましては、課長補佐よりご説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（安藤正純君） 課長補佐。

○税務課課長補佐（福島好邦君） それでは、令和8年度町税等の課税方針についてをご説明いたします。

全員協議会資料を御覧ください。1、令和7年度の課税状況と今後の課税案についてですが、令和7年度の課税状況については、町県民税は通常課税となっております。固定資産税は、土地、建物については、平成29年解除区域は通常課税、令和5年度解除区域は地方税法により2分の1の課税、帰還困難区域は課税免除、償却資産は通常課税で、帰還困難区域のみ申請により減免となっております。軽自動車税は、全区域で通常課税で、帰還困難区域のみ申請により減免となっております。国民健康

保険税、介護保険料は、平成29年度解除区域及び令和5年度解除区域は課税免除となっておりますが、上位所得世帯、被災者でない世帯、住民税未申告世帯、平成27年度までに解除された区域から転入した世帯は通常課税となり、帰還困難区域については課税免除となります。

次に、令和8年度の課税方針についてですが、資料の表の赤枠の部分を御覧ください。町県民税、固定資産税、軽自動車税については、昨年度と同様となります。昨年度との変更点は、1点目は、国民健康保険税、介護保険料の令和5年度解除区域について、令和7年度は平成27年度までに解除された区域から転入した世帯は通常課税でしたが、令和8年度は平成28年度までに解除された区域から転入した世帯は通常課税となります。2点目は、国民健康保険税、介護保険料の平成29年度解除区域について、令和7年度は課税免除でしたが、令和8年度は2分の1の課税となります。

次に、2、議会及び住民説明等についてです。議会のご説明は今回の全員協議会でご説明し、町民へは秋の町政懇談会で説明し、また町広報、ホームページで周知予定をしております。

財源についてですが、固定資産税の地方税法に基づく2分の1の減免分は震災復興特別交付税で補填、国民健康保険税・介護保険料減収分については、災害臨時特例補助金等で補填されます。

右側下段になりますが、参考情報としまして、令和5年度解除区域の現在の状況を記載しております。ご確認ください。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（安藤正純君） なしという声がありますので、質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件2、令和8年度の課税方針についてを終わります。

ここで、説明者の入替えのため、暫時休議します。

休 議 （午前11時13分）

再 開 （午前11時14分）

○副議長（安藤正純君） 再開いたします。

次に、付議事件3、富岡町下水道事業の設置等に関する条例についての説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 議員の皆様、お疲れさまでございます。引き続き都市整備課から富岡町下水道事業の設置等に関する条例について説明いたします。

後の9月定例会にてご審議いただく予定の本条例制定は、総務省より発出された公営企業会計適用の推進に関する各種通知に基づき、令和8年4月1日から公共下水道事業及び農業集落排水事業に地

方公営企業法を適用するため、必要事項を規定するものです。地方公営企業法適用の目的といたしましては、公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組むため、民間企業と同様の公営企業会計を適用し、経営や資産等の状況を正確に把握し、事業経営を改善させることで住民サービスを安定的に持続させることにあります。説明につきましては、渡邊課長補佐兼下水道係長がいたします。

○副議長（安藤正純君） 下水道係長。

○都市整備課課長補佐兼下水道係長（渡邊修二君） それでは、9月定例議会にてご審議いただく予定となっております、富岡町下水道事業の設置等に関する条例について内容を説明させていただきます。

本条例は、公営企業の経営基盤強化を目的とする公共下水道事業及び農業集落排水事業の地方公営企業法適用に際し、基本事項を定めるものであります。

条例の構成は7条立てとしており、第1条において、公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下、「下水道事業」という。）の設置を規定しております。

第2条は、財務規定等の適用を規定する条文であり、地方公営企業法（以下、「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用するとしております。

第3条は、経営の基本を規定しており、第1項では、下水道事業は常に企業の経済性を發揮とともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないとしております。第2項では公共下水道の経営の規模を、第3項では農業集落排水事業の経営の規模を定めております。

第4条は、重要な資産の取得及び処分について定めており、法第33条第2項の規定により予算で定めなければいけない資産の取得及び処分は予定価格700万円以上の不動産、動産の買入れもしくは譲渡、または不動産の信託の受益権の買入れもしくは譲渡としております。

第5条は、議会の同意を要する賠償責任の免除について定めており、法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合としております。

第6条は、会計事務の処理について定めており、法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち、公金の収納または支払いに関する事務及び公金の保管に関する事務については、会計管理者に行わせるとしています。

第7条は、業務状況説明書類の作成について定めています。第1項では、業務状況説明書類の作成頻度を定めており、半年ごとに年2回作成することと、その作成期限について定めています。第2項では、当該説明書類への記載内容を定め、第3項では、当該説明書類の作成が作成期限日までに完了しなかった場合においても、できるだけ速やかにこれを作成しなければいけない旨を定めています。

ます。

附則としまして、その第1項では、本条例の施行期日を令和8年4月1日としております。本条例の施行に合わせ、第2項では、富岡町公共下水道事業特別会計設置条例及び富岡町農業集落排水事業特別会計設置条例を廃止するとしており、第3項では富岡町下水道条例の文言修正による一部改正、第4項では富岡町農業集落排水施設条例の文言修正により一部改正について規定しております。

説明は以上でございます。

○副議長（安藤正純君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） この条例については、私は反対するつもりはございません。ただ、下水道という状況でちょっと確認はしたいのですが、これから今夜の森地区もいろいろ整備される中において、下水道が通っている、通っていないでは土地評価も変わってくるし、先ほど説明の中で経済効果も高まるためにというのもある状況の中で、今現在施設だけ維持するのが大変だと思うのです。ただ、延長とか、計画とかあるのであれば、所管ではないので、聞けないので、そういうのあれば教えてほしいし、後日文書なり提出でも構わないのですけれども、どちらか選んで報告いただく、今発言いただけますか。

○副議長（安藤正純君） 下水道係長。

○都市整備課課長補佐兼下水道係長（渡邊修二君） お答えをいたします。

下水道の整備の計画によるところかなと思いますけれども、現在議員ご指摘のとおり、極端な使用料収入の減少などから、経営はもちろん難しい状況にあります。その中で、現在事業の方向性としては、維持管理費の削減に努めなければいけない状況にありまして、それで統廃合ですとか、発注方式の見直しますとか、経費削減の方向性でいろいろ事業を進めています。ですので、現在新たな区域の整備というのは非常に難しい状態がありまして、整備の計画は持ち合わせていないというところになります。しかし、夜の森地区というのは全域が公共下水道の整備がなされているところでありますので、その辺で例えば今浄化槽を使用している区域の新たな整備はないということでご理解いただきたいなと思っております。

以上です。

○副議長（安藤正純君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 第4条の予定価格700万円とあるのですが、この700万円の出てきた算出というか、この根拠というのは説明できますか。

○副議長（安藤正純君） 下水道係長。

○都市整備課課長補佐兼下水道係長（渡邊修二君） 第4条の部分の予定価格700万円ということですけれども、この700万円の根拠については、周辺も含めました同規模の事業の事例を参考に決めて

いるところでございます。特に何に基づいてというような基準とか、そういうものはありませんけれども、同規模の自治体、同規模の事業を参考に決めさせていただいているというところでございます。

以上です。

○副議長（安藤正純君） 5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） 結局この数字は、そうすると富岡町独自で算出した数字という理解でいいのかなと。今の補佐の説明だとそういう考え方なのですから、こう決めてしまっていていいのかなという。町内の不動産価格とかいろいろ考えると、この700万円という縛りというか、これあっても流動的なのかなという気がするのですが、この条例施行上、別に問題なければいいのですが、同じような状況か、双葉郡内の他町でも同じような、ほぼ同額の数字でこの条例を制定する予定ですよという理解でいいのでしょうか、もう一度。

○副議長（安藤正純君） 下水道係長。

○都市整備課課長補佐兼下水道係長（渡邊修二君） 議員ご指摘のとおりでございます。

以上です。

○副議長（安藤正純君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。なしていいですか。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（安藤正純君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件3、富岡町下水道事業の設置等に関する条例についてを終わります。

次に、付議事件4、夜の森地区公園環境整備計画（フラワーパーク構想）についての説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 引き続き都市整備課から、夜の森地区公園環境整備計画（フラワーパーク構想）について説明します。

令和6年度に富岡町内公園環境整備計画策定業務委託を福島県まちづくり区画整理協会と契約し、俗に言うフラワーパーク構想の成果品を年度末までに納入していただいております。富岡町災害復興計画（第三次）におきましても、花と緑あふれるまちづくり、都市公園等の利用による快適で魅力的な生活空間の創出が記載されており、それに基づきフラワーパーク構想を作成しております。本年度、令和7年度に基本設計、令和8年度に実施設計を行い、令和9年度に整備工事を実施したいと考えてございます。今回議員の皆様に案をお示しいたしまして、ご意見を頂戴した上で、基本設計の案を固めていきたいと考えています。説明につきましては、小松都市計画係長からいたします。

○副議長（安藤正純君） 都市計画係長。

○都市整備課主任兼都市計画係長（小松栄治君） ご説明いたします。

資料4、夜の森地区公園環境整備計画（フラワーパーク構想）についてご説明いたします。本計画

は、夜の森地区内にあります公園環境について整備するものです。令和5年度までに公園復旧工事が完了しておりますが、第三次復興計画にもあります花と緑あふれるまちづくりより、町民の帰還または町外からの移住や交流人口を増やせるような公園環境整備を計画しております。令和6年度の業務委託により構想計画を策定し、本年度につきましては、構想計画内容を精査し、基本設計を実施してまいります。今後の予定といたしまして、令和8年度に実施設計、令和9年度以降に工事着手する予定としております。

次ページを御覧ください。夜の森公園のイメージ計画、写真を記載しております。夜の森公園においては、松林の林間を利用した整備を検討してまいります。園路、植栽、ウッドデッキ、休憩施設、アスレチック遊具などを整備検討してまいります。概算工事費は約1億円、年間の維持管理費、遊具等の点検費としまして約100万円程度を予定しております。今後の基本設計、実施設計により費用の軽減に努めてまいります。

次ページを御覧ください。夜の森つつみ公園のイメージ計画、写真を記載しております。つつみ公園においては、屋外ステージ、観客席の整備のほか、芝生の一部や未整備エリア、昔のあやめ園があった場所について、ワイルドフラワーなどを植栽し、春から秋まで花が咲く計画を予定しております。また、ため池水質浄化を考慮した整備といたしまして、ため池内に水生植物の植栽や噴水を含めた水質浄化のポンプについて検討してまいります。さらには、他課との調整を図りながら、公園整備の検討をしてまいります。概算工事費は約1億5,000万円、年間の維持管理費としまして約2,000万円程度を予定しております。夜の森公園同様に、今後の基本設計、実施設計により費用の軽減に努めてまいります。

町長、副町長からの意見につきまして、シンボル的なものがあつてもよいのでは。噴水、ライトアップ、塔、桜並木を上から眺めるもの、ワークショップの反映などがあり、今後の基本設計で検討してまいります。また、先日の産業厚生常任委員会でのご意見といたしまして、スイレンは外来種とのご指摘がありました。こちらを確認したところ、外来種となっており、枯れるとヘドロ化し、生態系に悪影響を及ぼすことが分かりました。ワイルドフラワーについても、施工事例があるものの、スイレンと同様に周辺環境に悪影響がないかなどを確認し、適切な植生や植栽計画を検討してまいります。また、つつみ公園では釣りができるのかとご意見を賜りましたが、今後検討してまいります。

基本設計の整備方針については、以上となります。皆様からのご意見を賜りたく存じます。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○副議長（安藤正純君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、渡辺正道君。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。委員会で説明を受けたところですが、それにかかわらず再度質問するのは誠に恐縮なのですが、基本的に私はやっと動いたかなということで、これはすごくいい事業なのかなと感じております。あと、今説明あったように詳細、植栽であるとか、いろい

ろな変更点は今後出てくるでしょうが、今委員会で私聞いたか何だか忘れてしまったので、副委員長にも確認したのですが、総事業費1億円とか、維持管理費100万円と夜の森公園の資料に書いてありますけれども、そもそもこの原資はどこから持ってくる予定なのか、その辺説明ください。

○副議長（安藤正純君） 都市計画係長。

○都市整備課主任兼都市計画係長（小松栄治君） 財源につきましては、みらいを創る市町村等支援事業、こちらは補助率が3分の2となっております。こちらを活用し、企画課とも調整しながら、財源確保に努めてまいります。

以上です。

〔「維持管理費」と言う人あり〕

○都市整備課主任兼都市計画係長（小松栄治君） すみません。維持管理費につきましては、電源交付金で今公園の維持管理業務を実施しております。こちらを活用し、実施してまいります。

以上です。

○副議長（安藤正純君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

4番、佐藤啓憲君。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。私も所管で、再度質問するのは申し訳ないのですが、いろいろその後考えて、何点か質問させていただきますけれども、まず最初に、このつつみを利用した水生植物ということで、つつみ公園のところの排泥の放射線の測定だったり、あとは今まで放射線の関係の工事をされているかどうか。あとは、今の実際の測定値、そういうものはやっておいたほうがいいのかなというのがまず1点と、あとは夜の森公園のところの遊具なのですけれども、私いろいろ子供連れの方の話を聞いたときに、わんぱくパーク、今かなり子供がいらっしゃって、親子連れで来るのですけれども、遊具的にやはり小学校低学年ぐらいまでは遊ぶのだけれども、それ以上の学年の遊具何とかしてもらえないかというような話もあったので、ぜひそういったところも構想の中に入れていただきたいと思います。

あと、最終的に移住、交流人口を増やせるということで、この計画には賛成なのですけれども、あと食事できるようなキャンピングカーであったりとか、キッチンカーですね、そういうものを停車できる駐車場、そういう広場も造るべきかなと思いますが、その3点ご質問をしたいと思います。

○副議長（安藤正純君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ご質問ありがとうございます。放射線量の測定についてなのですが、こちらについては、すみません、今現在の数値というものは測定してございません。今からでもそちらは測定していきたいと思います。除染につきましては、こちら実施しているということは認識してございます。

2番目、夜の森公園の遊具についてでございます。わんぱくパークでは低学年までのものしかないからということでございました。今のご意見いただきまして、できるだけ高学年の子も遊べるよう

ものを採用できるように考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、キャンプ、キッチンカー、駐車場の整備ということになってございます。キャンプについては、こここの場所では難しいのかなと思ってございます。町は別なところでなんていふことも考えてはいるのかなと思います。キッチンカーにつきましては、許可申請書を出していただいた上で置けるような形にはなるかと思います。駐車場をもっとなんていふことにつきましては、町長と相談しながら、増やしていくとか、そういったことを考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○副議長（安藤正純君） よろしいですか。ほかにありますか。

6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） とてもいい計画だと思いますが、この夜の森公園に関しての管理人とか、そういうのを置くのかどうなのか。というのは、こういうハンモックとかというのは雨の日はやらないのかなと、そういうのを管理する人を設けるのかどうなのかということと、今ペット社会なのですけれども、ペットが出入りできる場所があるのか。最初からペットは入れないというお考えなのか、その辺お聞きします。

○副議長（安藤正純君） 都市計画係長。

○都市整備課主任兼都市計画係長（小松栄治君） まず、夜の森公園に管理人をつけるかどうかというところなのですけれども、こちらは今のところ考えてはおりません。今おっしゃっていたハンモック、そういったものについては、個人的に設置していただくような形で考えております。

あと、ペットを公園内に入れるかどうかというのは、ワークショップの中でもドッグランといったものも挙がっております。こちらにつきましては、基本設計で検討してまいります。

以上です。

○副議長（安藤正純君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） 管理人を置かないということなので、もし緊急なことがあったりとか、遊具の不具合とかで事故があったという場合にはここに連絡してくださいとか、看板で終わりということなのでしょうか。

○副議長（安藤正純君） 都市計画係長。

○都市整備課主任兼都市計画係長（小松栄治君） 遊具につきましては、月1回遊具の点検とかを簡易的にも実施はしているところでございます。万が一事故があったという場合につきましては、議員おっしゃっていたように、看板とか、そういったものも設置も考えられるかなと思いますので、今後検討してまいります。

以上です。

○副議長（安藤正純君） 6番、高野匠美君。

○6番（高野匠美君） できれば1日に1回ぐらい、役場職員でも何でもさらりと、この日は人が多いなど、イベントとかあるのであれば、そういうときは監視というか、そういうのもあってもいいのかなとは思いますが、それは全然考えてはいらっしゃらないのでしょうか。

○副議長（安藤正純君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 今言われたように、イベントなんかあった場合にはうちの職員なんかが、先ほど言ったように、さらっとという形にはなるのですけれども、確認に行きたいとは思ってございます。もしも何かあった場合には日直等にご連絡いただいた上で、すぐに職員等が行けるような形取れればなと思ってございます。基本的には、主催者の方がそちらの安全管理も含めてやっていただければなと思ってございます。

以上です。

○副議長（安藤正純君） ほかに質疑ありますか。

7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） この計画については、夜の森公園とつつみ公園ようやく始まったかなと思うのですが、つつみ公園、先ほどの説明の中に、スイレンは外来種であると。それに対しての対応があるのは当たり前なのですが、ここにある維持管理費の中に、外来種も含めて、つつみ公園内の水の管理というか、要するに外来生物も入ってしまう可能性もあるのです。なぜかというと、町は管理を徹底していても、民間人が置いたりとか、例えば特殊な魚を逃がしたりとか、そういう感じで増える可能性があると。だから、一応維持費の中に年間水辺に対してある程度、魚を調査するなり、外来植物が増えたら撤去するなり、そういうのも入っていると思うのですが、まず最初にそのところを確認させてください。

○副議長（安藤正純君） 都市計画係長。

○都市整備課主任兼都市計画係長（小松栄治君） まず、外来生物の放流とか、そういったものに関しては、ため池の管理上としては禁止行為となっております。今回のこちらの維持管理費の中で、そういった外来生物だと、そういったものの駆除とか、そういったものの維持管理費は含まれていない状況になっております。こちらの維持管理費につきましては、公園内の除草だったりとか、今のこちらの水生植物の維持管理費用として計上しているものとなっております。

以上です。

○副議長（安藤正純君） 7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） 今回そういうものは入っていないと。また、入る計画ないと。ただ、全国的にこういう湖水や、池とか川とか、そういう面で規制はみんなしているのです。ただ、一方的にそういう管理ができないからって放してしまうとか、きれいだからってちょっと水辺に置くことによって自然に繁殖してしまうとか、そういうのが現実に出ているわけです。ということは、定期的に水辺の清掃とか、湖水の浄化とか、もちろんやっている状況が多いのですが、ただ今回こうきれいにして

いただくのであれば、そこまで考えていかないと、最初のうちはきれいでも、だんだん増えてくればというのと、あと水生植物もそのところ、場所はいいと思うのだけれども、外来種がもし入ってしまった場合、そっちの面積のほうが広がる可能性があるし、天候的に、気候的に温暖地域が今熱帯地域に近い気候になってきていると、植物の繁殖がすごく出てくる場合、それも入れないとまずいと思うのですが、いかがですか。

○副議長（安藤正純君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ありがとうございます。水辺の環境といたしまして、そういった外来種を防ぐような何かなんていふことでございました。なかなか難しいところではございます。というのは、24時間誰がどういう形でどこからなんていふことを全てといふのは、正直言って無理だと思ってございます。ですので、これを点検するに当たってはどのぐらいの費用がかかるかなんていふことは、今後検討させていただいた上で、そんなに維持管理費からないよということであれば、調査費そんなにからないようであれば考へていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○副議長（安藤正純君） 7番、宇佐神幸一君。

○7番（宇佐神幸一君） 経費の問題は確かに重要なのですが、この施設を守るといふか、この施設を有効に使ってもらうといふことになると、考へるのは、もちろん経費も考へるのだけれども、この日のこの場所の維持をもちろん中心で考へなければ駄目だと思うので、だから検討をやっぱりしなければいけないと思うのですが、今の課長の話だと経費を見てと言わたされたのだけれども、そんな中途半端でやつても、全体でこれを造るのだといふのであれば、それだけの意識を持たないとまずいと思うのですけれども、どうですか。いや、同じ質問になってしまった。

○副議長（安藤正純君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ご意見ありがとうございます。強く言わされました。そういったことに関しまして、前向きには検討いたしますので、ただ先ほども言ったような形、繰り返しの答弁になりますが、やっぱり維持管理費、あまり高上がりであればといふところもございますので、そういったところにつきましてはご理解いただければと思います。

以上です。

○副議長（安藤正純君） よろしいですか。ほかにありますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。これ産業建設で多分もんできたのだと思うのだけれども、皆さん理解あって、すばらしい構想なのだなと思うのだけれども、この夜の森公園に関しては、ある程度半分、今北側半分ですか、半分あまり手かけていないような状況ですから、このカラー舗装やら、ウッドチップの歩道やら、こういった将来的にお金のかからないものは私はいいとは思うのですが、あれだけの面積にこれだけいろいろ詰め込んで、どうかなという思いあるのです。このさえ

ずりの森なんて、言葉でいうと立派ですけれども、これだけ詰め込んだら、鳥なんか来なくなってしまいますよね。だから、そういうことを考えたら、このウッドデッキとか、グリーンフィールドのアスレチックでも1回経験していると思うのだけれども、もう腐った後はあと手入れできなくて、新たに設置することもできないと。それで、放置しちゃいましたよね。そういう将来的に腐ってなくなってしまうようなものはできるだけやるべきではないと思うのです。今半分の整備きちっとなされていないところは、歩道とか、そういうものをきちっと整備して、あと子供が来たときにアスレチック少しあってもいいのかなと。アスレチックとブランコくらいは、その程度の整備で私はいいのかなと思うのです。夜の森、桜もあるし、あと駅のツツジの植樹。駅の駐車場周りにあのツツジの種を取って、増やして、植えている経緯ありますよね。そういうものを、この公園の周りにツツジを植えるなどして、あんまり手のかからない方式のほうがいいのかなと思うのです。

あと2点目が、このつつみ公園、確かにすばらしいですけれども、つつみ公園は1回整備したのですよね、全部ね。あそこにジャーマンアイリスとか、アヤメとか、そういう花の咲くものも整備したのです。この震災で、その整備した場所は全部埋めてしまって、その整備した場所だって手入れが行き届いていなくて、あんまりいい花は咲かなくなってきたのです、年々。そういう状況にならないですか、これだけのものを造ったら。恐らく手かけられなくて、同じ草山にするのが落ちだと私は思います。こういうフラワー構想をうたうのであれば、何で前のものを残しておかなかったの。あれだけ立派に整備したのに。それを壊して、埋めて、また同じことをやろうとしているのでしょうか、これ。時代が変わったというか、役場職員の年代が変わったから、前の構想は分からぬで済むのだかもしれないですけれども、おかしいですよ、やることが。こんな水生植物とか、こういうものをつつみの中に入らせるのでしょうかけれども、どんなやってあと手入れするのですか。どれだけお金かかるのですか。ここに野外ステージ造って、何やるのですか。噴水の話も出ましたが、噴水くらいなら私いいと思いますよ。高速道路を走っていくと、高萩インターを過ぎて右側のダムに、1時間に1回ずつ噴水が上がるのです。私高速道路走っていくとき、いつも上がるくらいに合わせて行くのですけれども、1分違いでも、早ければ見れないのです。多分5分か10分上がっているのだと思うのです。ああいう噴水くらいなら、そんなに経費もかからないから、いいとは思いますけれども、これは後で問題になってしまふと思いますよ、私は。すばらしい事業だということは分かりますが、桜だって数的にはあんまり新たな転換が幾らもできていかないような状況の中、町で維持管理できますかって、これだけの金額で、年間2,000万円くらいで。今桜の維持管理費に幾らかけていますか。これと比較したら、それに匹敵するくらいかかりますよ、これ。それで、解除してからだって、つつみ公園の堤防の草刈るの、やっとで草刈っているわけです。そういう状況の中でこういう構想が生まれる、夜の森地区何とかしなくてはならないということで、こういう構想は私は必要だとは思うけれども、後々あんまり金かかり過ぎると。こういう構想を組むのであれば、まず先に、私一般質問で出しますけれども、リフレの跡地利用です。そこを先にきちっとしたものにして、それから脇に広げていくのなら私はいい

と思いますけれども、本当に実際事業費1億5,000万円で、維持管理費2,000万円で上がるのですか、これ。どういう積算したのですか。積算根拠。

○副議長（安藤正純君） 都市計画係長。

○都市整備課主任兼都市計画係長（小松栄治君） まず、こちらの費用を先にお話しいたします。

こちらは、あくまでも構想時の概算費用となっておりまして、今年度基本設計である程度精査していくような形となっております。なので、もう最大総事業費としましてこのぐらいかかるだろうということで、工事費はこちらで記載しております。

まず、初めにあった夜の森公園につきましては、施設の整備内容、こちらの、今こちら提示している資料もそうなのですけれども、まだ構想段階のものになっています。これから基本設計を進めいく上で今回ご意見を伺いまして、今後整備の中身を精査していくものとなっております。

つつみ公園についても、同じような形になりまして、こちらも構想になっております。昔あやめ園があったところ、こちらについては私も今回どういった経緯でこうなったのかというのも、なくなつたというのも今回分かりませんけれども、今旧あやめ園があったところについては、まだ未整備な状況もありますので、今回整備計画の範囲として入れております。こちらの維持管理につきましては、今後基本計画で精査しながら、費用ができるだけ軽減していくような形で考えていきたいと思います。

以上です。

○副議長（安藤正純君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 補足させていただきます。

夜の森公園、アスレチックについては、あってもいいのではないかなんていうご意見いただきました。そちらについては、アスレチック等について設置していきたいと思います。そのほかにつきましては、ご意見いただきました。また検討した上で計画をさせていただきたいと思います。

続いて、ツツジのことについてだったのですけれども、ツツジにつきましては、つつみ公園の堤の周り、空いているところと言ってはなんですかとも、そちらのところにも植栽をしていくようなことを考えてございますので、今やっている事業なんかでもそのところで植えていっていただければななんていうふうに思ってございます。

そのほかつつみ公園のお話でございます。1億5,000万円、どういった経緯でなんていうところでございます。ざっくりでございますが、ステージに係るお金が5,000万円程度で、植栽としましてワイルドフラワーというもの、こちらが400万円程度で、そのほかつつみ公園の植栽等につきまして1,000万円程度で、今諸経費が大分高いような状況になってございますので、概算の費用なものですから、それをちょっと多めに積算をしてございます。

維持管理費につきましては、その中低木の植栽、それと水生植物の管理、あとポンプなんかも設置しなくてはいけないなんていうことをお話を聞いたものですから、その電気費用だつたり点検費用、こういったものの計上になってございます。こちらは抑えられるように考えてはいきたいとは思ってご

ざいます。そういったところでご理解のほどいただければと思います。

以上です。

○副議長（安藤正純君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） まず、公園なのですけれども、まだこれ決定ではないですから言いながらも、これでオーケーになれば、設計に入るわけです。設計に入れば、当然工事に着手するのです。だから、本来あれば、つかみの予算ではなくて、設計に入る前に、きっちとこれだけかかるよというものをつかまないと、本来は出すべきではないのです。これこの数字を出してきて、設計やつたら、はい、総事業費2億円かかりますよ、3億円かかりますよという話に必ずなるのです。そうすれば、維持費も高くかかるのです。三陸のほうに行くと、隈研吾さんですか、木をふんだんに使って、結構なものを造っています。あれなんか30年もつ、40年もつといったって、やっぱり水切れの悪いところなんかはもう10年くらいで腐り始めます。これも同じなのです。やっぱり木のものというのは雨ざらしにしておくと、30年もりますよ、50年もりますよといつても、もたないのです。もたないのが現実なのです。アスレチックなんかもそうです。だから、そういうことを考えれば、あんまり維持管理のかかるようなものを表に造るというのは、私はどうかなと思います。あれだけのスペースしかないですから、そんなに大きなことを考えて、いろんなものを詰め込まないで、あっさりとしたものにしたほうがかえって私は町民は来ると思います。アスレチックとかカラー舗装、ウッドチップ敷き詰めの通路とかブランコ、その程度で私は十分だと思います。あれだけの敷地面積であれば。そういうお願いをしておきます、私は。

あとは、つつみ公園に関しては、全く私はこれは無意味だと思います。これをやるのであれば、最初に桜を完全に健全なものにして、花と緑のフラワーパーク造るのだというのであれば、今まで先祖から受け継いでいて、残さなくてはならないものをきっちと整備して、完了させてから次の構想に入っているかないと、つつみ公園は、あの堤体をきれいにしておけば、遊歩道にもなるし、水辺の水生植物だっているし、別にお金かける必要ないです。ワイルドフラワーだって、あと手入れできないでしょう。手入れできないからジャーマンアイリスとか、ショウブかな、ああいうものをきっちと整備したって、結局は投げてしまったわけでしょう。あれは、震災で駄目になったわけではないですからね。残ってはいましたけれども、もうそんなにいい花も咲かなかつたし、手入れもしないから。それで、あれでは駄目だといって、要らないといって、震災後にあそこは土で埋めてしまったのでしょう、残土で。そういう経緯を分かっていないのですか、皆さん。分かっていて、何でまた同じことをやっているのですか、これ、と思います、私は。

○副議長（安藤正純君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ご意見ありがとうございます。まず、この出し方についてだったのですけれども、今年度基本設計を発注して、今構想のものを絞っていって、取捨選択した上で、こういう計画していくきたいと思ってございます。来年度固まったものが本当に幾らかかるかというものを、

実施設計を行った上で、令和9年度工事予定としてございます。ですので、すぐに着手するというものではないということで、この時期がいいのかなと思ってございました。

つつみ公園のお話でございます。こちら桜とともにやっていくのに、まずは桜からということでございました。おっしゃるとおりのところあると思います。ただ、やはり町のにぎわいというものも取り戻していきたいということで、今回ワイルドフラワーというものを採用してございます。こちらにつきましては、秋に種をまいて、それで春に咲く花があり、また枯れて、夏に咲く花がありということがあれば、そんなに手入れも要らないだろうということで、ただし1年に1度刈り取って、また種を植えるという必要はあるのですけれども、そんなことがあった上でいいのかなと思ってございました。写真のようなイメージではございますけれども、こうなればいいななんて思って計画を立てたところでございますので、ご理解いただければと思います。

○副議長（安藤正純君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 計画はすばらしい計画で、私もやってほしいですけれども、役場庁舎内で各課全然横のつながりのないような、こういう事業計画出してくるのです。もう少し横のつながりを持って、どこにどういうものを配置すべきかということを考えてほしいのです。あと、今までの経緯も考えて。我々総務文教常任委員ですので、グリーンフィールド、あそこの後ろ辺りでちょっとした焼き肉ができるようなスペース欲しいという話も出たのです。それはそれでいいのです。そこは焼き肉やるようなスペースとか、そういうのグリーンフィールド時代にありましたから。アスレチックもあって、そこに子供とか親御さんが来て、そこで焼き肉をやって楽しんだという経緯ありますから、それはそれでいいのです。だけれども、今何をやるべきかといったら、私は夜の森の整備だと思っているのです。せっかく解除した、あれだけ優良な土地。夜の森の整備であっても、まずはこのつつみ公園の整備ではないと思うのです。つつみ公園の整備はできているのですから。今までつつみ公園の土手すら草刈らないで投げておいたのです。そうでしょう。1年に1回ぐらい刈ったかな。今年はきれいになっているのかな、もう。そういう状態で置いたのに、まずこれではないでしょうって私は思うのです。ある程度公園の部分は整備できたわけですから、あとは土手さえきれいにしておけば、町民が集って散歩もできるし、あの芝の上で寝転がって遊ぶこともできるし、子供が集ってボール投げもできるし、そういう状況になっているのです。だから、いろんなところから補助金出て、3分の2とか2分の1とか補助金もらうのでしょうかけれども、最終的な袋はみんな同じですから。袋は、全然別なところから持ってくるわけではないですから、その辺をよく役場庁舎全体で考えて構想を立てていかないと、あんまりにも無理があり過ぎるのかなと思うのです。その辺をぜひ考えていただきたいと私は思います。

○副議長（安藤正純君） 副町長。

○副町長（宮川大志君） ご意見ありがとうございます。私からも1つコメントさせていただきたいと思います。

まず、今回のフラワーパーク構想を、もちろん旧リフレのお話もございますし、グリーンフィールドのお話もありますし、町全体の中の一つのパートということでもちろん考えてございます。その上で、まず考え方として、夜の森地区ですけれども、やはり避難指示解除が遅れてしまったというハンドルがすごくございます。町としては、旧リフレも含めて、この都市公園も含めて、またソフト事業の支援なども含めて、夜の森地区を一気呵成に事業を進めていかなければならないなと考えた上で今進めているところでございます。その上で、基本構想というところをまず決まつたら、なるべく早く議員の皆様にお示しして、様々なご意見を頂戴しようというところで本日提示したというところが一番でございます。なので、費用であったり、ランニングコストであったり、そこは確かに非常につかみで、出すに際しては少し甘いものだったかもしれません、まずはこういった構想で町としては初案を考えておりまして、皆様のご意見を頂戴したいという趣旨でございますので、少し至らない内容ではあったかもしれません、その辺り何とぞ了承いただきたいと思います。その上で、この都市公園、この辺り第二産業団地というのも近くにできるように進めておりますし、そのベッドタウンにも行く行くはなっていくのかなと。また、第三次計画の中でも土地の利用の仕方としては、自然と共に生する快適な居住空間と産業創出というような区域でもございます。そういう形で住宅地も含めて、夜の森を少しでも一歩でも前に進めてまいりたいと考えてございます。ぜひ議会の皆さん含め近隣の皆様、また事業者の皆様、様々な方のご意見今後も頂戴しながら、一歩ずつこの計画を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（安藤正純君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 副町長、私この件反対するわけではないのです。ただ、順序からいって違うのではないかということなのです。町内に住んでいる町民が一番望んでいるのは、リフレの跡地利用なのです。あと、本題から外れますけれども、今まで米作っていなかったから、来年から米作るのに農地何とかしたい。農地何とかしたいから、何とか役場で予算組んでくれないかと。順番待ちだ、予算がない、こういう言葉が出てくるのです。これみんな町民から入ってくる言葉なのです。そっちは予算がない、順番待ちだなんて言いながら、こういう、今の時点で私から言わせれば、これは無駄だと思います。そういうものに予算を上げてくるというのは、やっぱり役場の中で横のつながりがないのです。こんなものの調査にかけるお金あるのだったら、田んぼ造る工事費にお金出してやったほうがよっぽど町のためです。町としては、やっぱり農業というのは主力産業です。売上げのパーセントからいうと低いかもしれないですけれども、主力産業です。今富岡も夜の森地区もある程度人が目立つのは、農業をやっている人だけしか目立たないです。除染、解体の作業員抜けば。そういう状況の中で、ではどこにお金かけてやるのですかっていいたら、私は優先順位が違うのではないかなど、そう言っているだけで、これを反対するわけではないのです。これよりまだまだ立派なものを私造ってもらいたいですということなのです。

○副議長（安藤正純君） 副町長。

○副町長（宮川大志君） ご意見ありがとうございます。優先順位というのももちろんあるとございますし、あともちろん町民の皆様にも様々な意見があるかなと思います。町としては、旧リフレについても、まずそこを優先という形ではないですが、まずは財源も含めて措置をして、しっかりと進めていきたいと思っておりますし、営農再開についても、確かに基幹産業というのはもちろんそうでございます。なので、しっかりと力を入れてまいりたいと思いますし、一つ一つに優先順位をつけて、それが終わったら次、それが終わったら次となると、そうしているとやっぱりそこで待っている人が出てしまうというところも一つ考えないといけないところかなと思います。町としては、なるべく待っている方がいないように、全方位で進めていくというのを何とか頑張っていきたいと思います。

以上です。

○副議長（安藤正純君） それでは、ほかにありますか。

3番、平山勉君。

○3番（平山 勉君） 構想段階というところではあると思うのですが、これだけの事業プロジェクトをやるのであれば、どれぐらいの利用見込み、集客見込み、あるいは年間何回イベントができるだという何か見込みというか、目標でもいいです。そういうものが何か基本的にあって、これだけの予算かけましょうみたいなのが欲しいところではあるので、何か目標をつくっていただけるといいかなと思います。

あともう一つ、夜の森公園にしても、つつみ公園にしてもそうなのですけれども、今全国的に公園が防災対策になり得る造りになってきているのがありますね。なので、防災対策というところはどこか盛り込まないと、町なかの公園にしてもそうですけれども、そういう防災的な側面もやるのであれば入れたほうがいいのではないかなということがあります。

あと最後に、やるのであれば、夜の森つつみ公園という名前を変えたほうがいいと思います。つつみ公園ではなくてもいいと思います。個人的にですけれども。

自分からは以上です。

○副議長（安藤正純君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ありがとうございます。利用目標についてでございますが、今こちらの案を庁舎内で役場職員の課長に案を示したところでございます。これからどういったことをできるか、またまずは町から発信して、そういった事業を進め、それで慣れてきた頃、町民の方、または来られる方が利用していただければいいのかなと思ってございますので、そういった庁内の情報共有というものをしっかりとしていかなければなと思ってございます。利用目標、今すぐに言えなくて大変申し訳ございませんが、よろしくお願ひいたします。

防災対策についてでございますが、夜の森公園につきましては、ある程度防災対策ができるような状況にはなってございます。かまどだったり、電源が取れるようなところがあつたりします。もちろ

んつつみ公園にはそういう機能があまりないというところもございます。ご意見賜りましたので、何かできることないか検討していきたいと思います。

つつみ公園の名前の話でございますが、こちらにつきましては何か考えて、もしよかつたら案をいただければと思います。

以上です。

○副議長（安藤正純君）　いいですか。ほかにありますか。ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（安藤正純君）　執行部の皆さんにお願いします。

今日初めて総務文教常任委員は聞きました。産業厚生常任委員は2回目聞いたということで、いろんな意見出されました。ぜひとも、計画どおりにやるのだということではなくて、やはり出された意見を斟酌してもらって、改善するところは改善して、修繕するところは修繕して、それでこの計画を前に進めてください。以上です。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件4、夜の森地区公園環境整備計画（フラワーパーク構想）についてを終わります。

次に、その他に入ります。執行部からその他何かござりますか。ないですか。

[「ございません」と言う人あり]

○副議長（安藤正純君）　議員の皆さんからその他ありますか。ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○副議長（安藤正純君）　以上をもちまして、富岡町全員協議会を閉会といたします。

閉　会　　（午後　零時14分）